

**(観光づくり地域活動に関する学習の振興等)**

**第17条** 県は、青少年をはじめ広く県民があらゆる機会を通じて観光に対する関心及び理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における観光づくり地域活動に関する学習の振興並びに観光づくり地域活動に関する啓発及び知識の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

**【説明】**

県は、小中学校に通う子どもから大人に至るまで、広く県民が郷土の歴史、伝統、文化等を踏まえ、広く観光についての学習の振興、観光に関する啓発や知識の普及を図る必要があるため、必要な施策を講じようとするものです。